

山梨県公報

第二千八百号

平成三十年

六月十八日

月 曜 日

目次

告示	〇道路の区域変更……………	二九一
	〇道路の供用開始(二件)……………	二九一
公告	〇特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	二九二
	〇一般競争入札について……………	二九二
	監査委員	
	〇監査の結果に基づく措置状況……………	二九四
	公安委員会	
	〇信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	三二二
	その他	
	〇審理の開始……………	三二四

告示

山梨県告示第百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

山梨県告示第百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

甲斐市大下条字金ノ尾六七五番一四地先から甲斐市大下条字金ノ尾六七五番一四地先まで	旧	一八・六 一八・八	五・四
	新	一八・八 三七・八	五・四

山梨県告示第百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	都留道志線	都留市大野字大津二九三番一地从先から都留市大野字大津二九三番一地先まで		一一・〇	平成三十年六月二十一日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成三十年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年六月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人介護相談室うえの
 - 2 代表者の氏名 上野義正
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市下今井四百八十七番地七
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざした居宅介護支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年六月十一日から同年七月十一日まで

● 一般競争入札について
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成三十年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする役務の名称及び数量
 - (一) 名称 人事給与福利厚生システム再構築業務
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 履行期間 契約締結の日から平成三十一年九月三十日まで
 - 4 履行場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 2 平成三十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十年山梨県告示第百一十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者であつて、取扱業種に「システム開発」が登録されているものであること。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 平成二十四年度以降に、地方公共団体において千人以上の普通会計職員を対象とした人事給与システムに係る設計、構築又は運用保守の実績（再委託によるものは除く。また、構築の実績については業務が完了していること。運用保守の実績については平成二十九年度末で一年以上あること。）を有する者であること。
- 5 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ資格又は同等の資格を有する者若しくは実績及び経験が有資格相当と山梨県が認める者をプロジェクト管理担当責任者として専任で配置することが可能な者であること。

6 本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだISM S（情報セキュリティ管理システム）についてISO/IEC 27001又はJISQ 27001に基づく認証を取得し、又は同水準のセキュリティ管理体制を確立している者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から平成三十年七月三日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から平成三十年七月三日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで四3に掲げる場所において直接交付する。なお、交付に当たっては、三6に掲げる参加資格を有する者であることが確認できる書類の写しを提出すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年七月三十日（月）午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛に平成三十年七月二十七日（金）までに到着するように送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が、契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二三―一四一七）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required: Restructuring of Yamanaishi Prefectural Personnel Salary and Welfare System 1 set

2 Date and time for tender: 2:00PM July 30, 2018

3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department.

Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501
Japan TEL 055-223-1417

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成三十年六月十八日

山梨県監査委員 佐藤 佳臣
同 小泉 久司
同 安本 美紀
同 杉山 肇

1 定例監査（平成29年度下期分）

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成30年3月5日発行（山梨県公報号外第5号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	総合政策部 東京事務所
監査対象期間	平成28年10月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月5日、平成30年1月31日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(支出1)	1) (発生原因の検証結果) タクシーチケット発行簿の取扱いに関する通知の内容を十分に確認せずに事務を行った。 (今後の対応策等) 直ちに発行簿を整備し、タクシーチケットの管理を徹底した。 今後は、タクシー使用基準に基づく事務手続が適切に行われるよう、担当職員に周知徹底を図るとともに、関連通知等の内容をその都度確認し、再発防止に努める。

監査対象所属	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	平成28年8月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月26日、10月13日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 4件(収入2、物品1、財産1)
1) 自動販売機設置に係る行政財産貸付料について、県有財産賃借契約書第7条で各年度の年額を毎年度4月30日までに納付することと定めていたが、調定が遅延し、調定日が7月31日となったことから、貸付料の納入が遅延していた。

1) (発生原因の検証結果)
本件は、異動による担当職員の交替や年度当初の事務が集中する時期に発生したものであったが、事務引継は適正に為されており、担当者が同契約書及び事務内容を十分に確認していなかったことで生じたものである。
(今後の対応策等)
本件（調定遅延2件）については、いずれも7月28日付けで調定、8月4日及び8月18日に貸付料が納入されている。
本件は、担当者自身の確認不足に加え、繁忙状態の年度当初の中で、全体的な貸付状況が見えづらくなっていたことで、十分なチェック体制をとることができなかったことにも起因していた。

今後、各種行政財産貸付に係る調定事務に際しては、全体の貸付状況（貸付物件・借受人・賃借契約期間・貸付料・納入期限・納入の有

	(今後の対応策等) 平成29年度からは、口座振込によらない給与の支払いがある職員の一覧表を作成し、随時チェックしている。また、給与明細について、集中庶務の担当者と各所属の庶務担当者のダブルチェックを行い、支給漏れや遅延の無いよう心がけている。また、手計算など定例によらない支払がある際は、当日に通帳記入を行うようにしている。
--	---

監査対象所属	県民生活部 県民生活センター	
監査対象期間	平成28年11月～平成29年6月	
監査実施日	平成29年9月28日、10月27日	
	監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 2件(支出1、財産1)	1) 案内標識設置工事に係る駐車場使用契約において、変更契約を行っていたが、変更の支出負担行為向いが作成されていなかった。 (今後の対応策等) 今後は、財務規則に従って適正な事務処理の執行に努める。 2) 平成29年4月1日付けで借受財産である土地の借受料に変更があったが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 減額の変更契約であったことから、変更の支出負担行為向いを作成するという認識が十分であった。 (今後の対応策等) 今後は、財務規則に従って適正な事務処理の執行に努める。 2) (発生原因の検証結果) 3年に一度の借受財産の契約変更の際し、公有財産の移動報告の手続が必要であること(今後の対応策等) 直ちに借受財産移動報告書を財産管理課へ提出した。今後は事務処理の執行には十分に注意を払うとともに、引継ぎを確実にを行い再発防止に努める。

監査対象所属	県民生活部 富士山世界遺産センター	
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月	
監査実施日	平成29年10月6日、11月13日	
	監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 1件(財産1)	1) 次の行政財産について、公有財産事務取扱規則第50条第1項及び第2項に定める移動報告が行われていなかった。 ①平成28年度工事で取得した禁煙サイン及び案内サイン ②富士山ボランティアセンターの用に供するため使用を許可した富士山世界遺産センター北館1階	1) (発生原因の検証結果) ①担当者が軽易な工事であったため公有財産台帳に記載すべきものと思っていなかった。 ②担当者が富士山ボランティアセンターの用に供するため使用を許可したものの移動報告書を財産管理課に提出するのを失念していた。 (今後の対応策等) ①今回指摘の看板に関しては、速やかに公有

	財産に登録するとともに、今後は、看板等の設置工事後には公有財産使用許可関連規程のとおり速やかに移動報告書を財産管理課に報告する。 ②年度末の手続きを失念しないよう複数の担当者が事務の状況確認し、決められた期間内に使用許可を出すとともに、公有財産使用許可関連規程のとおり速やかに移動報告書を財産管理課に報告する。
--	--

監査対象所属	県民生活部 富士山科学研究所	
監査対象期間	平成28年7月～平成29年7月	
監査実施日	平成29年10月5日、11月13日	
	監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 1件(財産1)	1) 当所属に係る借受財産について、借受料(年額)が変更されていたが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 借受土地の使用協議について、その結果を公有財産台帳に反映していなかった。 (今後の対応策等) 直ちに、公有財産台帳を修正すべく借受財産移動報告書を提出した。 今後、同様の誤りが生じないように、規則、通知等を随時確認するとともに、適切な事務処理を行うべく職員への周知徹底を図る。

監査対象所属	総務部 総合県税事務所		
監査対象期間	平成28年9月～平成29年8月		
監査実施日	平成29年11月1日、12月21日		
	監査の結果	謹じた措置	
(指導事項) 1件(収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 単位：円	1) (今後の対応策等) 毎年度策定している「税収確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額縮減を目標に掲げ、職員一丸となって次のとおり取り組んでいる。 ①課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、特に件数の多い自動車税では、コンビニ収納の利用拡大や時間外電話相談の実施など、納税環境の充実に努めている。 また、未納者に対しては、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。 ②滞納者への対策としては、早めに文書催告	
	科目	平成28年度決算時	平成29年10月末現在
	間 コメ7場利用税	8,388,029	8,388,029
	個人県民税	1,251,622,473	1,048,556,019
	法人県民税	26,450,955	21,480,134
	県民事業税	24,200,670	17,690,200
	法人事業税	69,668,236	58,646,068
	自動車取得税	199,948,127	188,020,510
	自動車税	139,212,790	99,256,734
	合計	1,719,501,285	1,439,037,714

を行うとともに、徹底した財産調査による差押えと迅速な換価、インターネット公表、不動産公売の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。

特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。

③県税の滞納繰越額の約8割を占める個人県民税の徴収対策徴収引継ぎによる直接徴収（地方税法48条の規定により、県が市町村から個人県民税の徴収の引継ぎを受け、直接滞納整理を行う。）

④市町村の徴収力の強化
 ア 総合県税事務所職員の市町村への常駐派遣（派遣先市町村の滞納整理の推進、徴収体制の整備等を行う。）

イ 市町村職員の総合県税事務所への派遣（総合県税事務所職員の指導を受けながら派遣元市町村の個人住民税の滞納整理を行う。）

ウ 合同徴収事務所研修、共同文書催告、合同捜索、合同公売

エ 平成29年度から実施している新規事業
 ア 総合県税事務所職員の市町村への随時派遣（旅行による派遣。捜索、公売、困難案件の滞納整理等各市町村の課題に応じた支援を行う。）

イ 徴収嘱託による直接徴収（地方税法第20条の4の規定により、県が市町村から課税市町村外に住所を有する者等に係る徴収の嘱託を受け、直接滞納整理を行う。）

⑤から⑦で記載した対策等は、山梨県地方税滞納整理推進機構の事業（第4期 H29～31）として位置づけられている。

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所（本所）
監査対象期間	平成28年7月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月12日、11月7日
	監査の結果
（指導事項）	3件（収入1、給与1、物品1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①父子福祉資金貸付金償還金（元金） 通年度分 先数 4件 5,698,300円 ②雑入（犬の抑留に係る返還手数料） 通年度分 先数 1件 87,650円
	1）（今後の対応策等） 福祉資金の未収金については、長期未償還者や高額滞納者を取組強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。訪問、手紙、電話、来所、住所調査等の措置を講じ、滞納者や連帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金（元金）
 通年度分 74,577,719円
 平成29年度分 534,712円
 合計 先数 140件 75,112,431円
 ②母子福祉資金貸付金償還金（利子）
 通年度分 363,554円
 平成29年度分 79円
 合計 先数 15件 363,633円
 ③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）
 通年度分 先数 13件 8,687,827円
 ④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子）
 通年度分 先数 3件 223,998円
 ⑤母子福祉資金貸付金違約金
 通年度分 先数 1件 5,369円

個々の状況に応じたきめ細かな償還指導を行う。

また、犬の抑留返還手数料についても、定期的に訪問、電話等を行うことにより、返還計画書に基づき返還指導を行う。

監査日から平成30年2月末日現在までの収納状況は次のとおり。

【一般会計】

①父子福祉資金貸付金償還金
 通年度分 先数 4件 5,678,800円
 （収納済 19,500円）
 ②雑入（犬の抑留返還手数料）
 通年度分 先数 1件 61,650円
 （収納済 26,000円）

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金（元金）
 通年度分 72,308,335円
 （収納済 2,269,384円）
 平成29年度分 529,312円
 （収納済 5,400円）
 合計 先数 131件 72,837,647円
 （収納済 2,274,784円）
 ②母子福祉資金貸付金償還金（利子）
 通年度分 330,275円
 （収納済 33,279円）
 平成29年度分 79円
 （収納済）
 合計 先数 13件 330,354円
 （収納済 33,279円）
 ③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）
 通年度分 先数 13件 8,380,827円
 （収納済 307,000円）
 ④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子）
 通年度分 先数 3件 223,998円
 （収納済）
 ⑤母子福祉資金違約金
 通年度分 先数 1件 5,369円
 （収納済）

2）（発生源の検証結果）

2）社会保険料において、平成28年7月支給の非常勤報酬から過大に控除し、また、11月支給の専門員給与から過小に控除したため、雑部金の残高に過不足が生じていた。そのため、平成29年3月末の雑部金の残高に誤りがあったが、そのまま繰り越されていた。

2）非常勤報酬の變更については、標準報酬月額が変更になってきたにもかかわらず変更前の金額を控除しており、専門員の社会保険料については、システムの入力誤りによりそれぞれ過大・過小な控除となっていました。

また、社会保険料納付の際に個人負担控除額の確認を怠っていたため、雑部金の残高に誤りがある状態のまま繰り越されていた。（今後の対応策等）

<p>3) 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていたなかった。</p>	<p>社会保険料を過大に控除していた非常勤嘱託職員については差額を返還し、過小に控除していた専門員については調定伺いにより差額を追加徴収した。 今後は社会保険料納付の際に、各職員から控除した金額と権部金受払簿の残額について確認を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 前金払いした新聞購読料については、完納された際検収調書が納品書のいずれかを添付するという認識であったため、当所では納品書を添付していたが、検収調書の作成はしていなかった。 (今後の対応策等) 今後は検収調書を作成し、添付する。</p>
---	---

<p>監査対象所属 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>福祉保健部 峡東保健福祉事務所 平成28年7月～平成29年6月 平成29年9月14日、10月17日</p>
------------------------------------	--

<p>(指摘事項) 1件 (収入1) 1) 母子・父子・寡婦福祉資金の連約金の免除については、山梨県母子父子寡婦福祉資金連約金事務取扱要領第4の(1)において、「連約金の免除を受けようとする者は、母子(父子)(寡婦)福祉資金連約金免除申請書を保健福祉事務所長に提出しなければならぬ。」と定められている。したがって、借受人に対して発生した連約金について、その免除は、借受人が提出した免除申請書に基づき行うべきところ、主たる債務者である借受人ではなく、連帯借受人又は連帯保証人の名義で提出された免除申請書に基づき、免除の承認を決定しているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 連約金事務取扱要領上、連約金免除の申請者は「免除を受けようとする者」とあり、「借受人」と記載されていないことから、担当者が正しい手続の理解を欠いてしまったことや、事務処理のチェック体制が不十分だったことにより、今回の事務処理ミスが発生したものの。 (今後の対応策等) 今回の事務処理ミスは、借受人本人又は借受人から委任を受けた者からの連約金免除申請書の提出ではなく、実質的な債還者であった連帯借受人及び連帯保証人からの連約金免除申請書の提出により、連約金免除決定をしたもの。 そのため、借受人に改めて連約金免除申請書の提出を求めたところ、8件全てから借受人本人又は借受人から委任を受けた者からの連約金免除申請書の再提出があった。 内容を審査したところ、借受人の破産や入院、生活困窮などいずれも連約金免除の要件を満たしていることを確認した。</p> <p>1) (今後の対応策等) 母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済については、郵送、電話、訪問等により滞納者の収入や生活等の現況確認を行い、今後の償還</p>
---	---

<p>過年度分 6,501,907円 平成29年度分 119,845円 合計 先数 14件 6,621,752円 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 108,321円 ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 1件 991,200円</p>	<p>計画を作成し、現金又は納付書により毎月償還するよう指導を行っている。所在不明の滞納者については、償還指導継続のため、住民票等の確認により所在の調査を実施している。 また、失業等により収入が少なくなった償還困難なケースについては、市、ハローワーク、フードバンク等と連携し、就業や生活支援を行っている。 ○収入未済の状況 (平成30年2月28日現在) ※カワコの金額は、監査時点から平成30年2月28日までの収納額 【特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 6,016,223円 平成29年度分 112,401円 合計 先数 14件 6,128,624円 (過年度分 485,684円) (平成29年度分 7,444円) ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 98,321円 (過年度分 10,000円) ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 1件 902,700円 (過年度分 88,500円)</p> <p>2) 単価契約である医療廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託契約書において、予定数量の内訳が明記されていないため、連約金条項による連約金が算出できなくなっていた。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 医療廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託契約について、予定数量が種類別に明記されていなかったため、連約金の算出に当たり疑義を生じさせるものとなっていた。 (今後の対応策等) 平成29年度の医療廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託契約から、予定数量の内訳を明記するとともに、連約金が明解に算出できる内容に改めた。</p>
--	---

<p>監査対象所属 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>福祉保健部 峡南福祉事務所 平成28年7月～平成29年6月 平成29年9月15日、10月19日</p>
<p>監査の結果</p>	
<p>(指摘事項) 2件 (収入1、支出1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①生活保護費返還金 過年度分 13,431,715円 平成29年度分 167,796円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 収入未済額については、次の措置を講じており、引き続き収入未済額の縮小に向けた取り組みを強化していく。 【一般会計】 ① 生活保護費返還金については、平成18</p>

合計 先数 23件 13,599,511円

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金（元金）

過年度分 4,152,875円

平成29年度分 174,396円

合計 先数 9件 4,327,271円

②母子福祉資金貸付金償還金（利息）

過年度分 先数 2件 87,412円

2) 平成28年度の生活保護費について、資金前渡で支出していたが、前渡資金精算時に残金があるにもかかわらず、正しい入通知書の作成を行っていないものがあった。また、それらの残金に係る正しい入処理を失念したため、平成29年度に測定を行い残金を収納していた。

年度の出先機関の再編により他所から当事務所へ引き継がれた債権もある中、過年度分の債権から回収に努めている。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めているが、回収が困難な債権については債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収に当たっている。

今年度中の収入未済額の回収状況は次のとおりである。(平成30年2月末現在)

・過年度分収入未済額 先数 21件

13,229,715円 ← 202,000円減

・平成29年度分収入未済額 先数 2件

167,796円 ← 増減なし

【特別会計】

母子福祉資金の対象者に対しては、来庁を促しての償還指導や自宅訪問による償還指導を行い、債務承認書の徴収や分納による償還を促すとともに、状況に応じて連帯保証人に連絡し、償還状況を説明して償還を求める等指導の強化を講じている。

①母子福祉資金貸付金償還金（元金）

母子福祉資金貸付金（元金）の収入未済については、償還計画の履行が困難となった債権者に対しては、面談による償還指導を行っている。また、必要に応じて分納等の指導を行い「支払計画書」を徴している。今年度中の回収状況は次のとおりである。(平成30年2月末現在)

・過年度分未収金 先数 5件
3,903,212円 ← 249,663円減

・平成29年度分未収金 先数 3件
174,936円 ← 増減なし

※未納者に対しては、少額ながらも分納をさせるなど、未収金の縮小に努めている。

②母子福祉資金貸付金償還金（利息）

母子福祉資金貸付金（利息）の収入未済については、先数2件のうち、1件は自己破産による納付免除となっており、1件は元金を先に分納している。

2) (発生源の検証結果)

正しい入処理の進行管理を一人の担当者が行っていたことが原因の一つである。

(今後の対応策等)

今年度から資金前渡精算の担当者が財務システム等により精算処理の進捗状況を随時確認するとともに、担当課長が別途管理台帳を作成し、精算、正しい入の処理状況を管理し、

組織としてのチェック機能を高めている。

監査対象所属	福祉保健部 富士・真部保健福祉事務所
監査対象期間	平成28年8月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月13日、10月20日

監査の結果

講じた措置

【指導事項】 2件 (収入2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①生活保護費返還金

過年度分 24,047,357円

平成29年度分 37,257円

合計 先数 25件 24,084,614円

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金（元金）

過年度分 18,829,710円

平成29年度分 835,737円

合計 先数 35件 19,665,447円

②母子福祉資金貸付金償還金（利息）

過年度分 255,300円

平成29年度分 1,052円

合計 先数 11件 256,352円

③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）

過年度分 先数 4件 2,540,615円

④寡婦福祉資金貸付金償還金（利息）

過年度分 先数 4件 109,973円

1) (今後の対応策等)

生活保護費については、保護開始時及び定期的な世帯訪問時に収入申告の必要性を被保護者に十分に説明の上、保護費返還の発生を抑えるとともに、保護費を支給しているときには返還金との相殺を行って回収を図る。貸付金については、相談時に償還月額について説明し、連帯借受人や連帯保証人がいる場合は、借付証書を取り交わす際等に面談し、強ちに償還の意識付けをする。現在の滞納債権については、連帯保証人を含めた償還指導を継続して行う。

○収入未済の状況 (平成30年3月14日現在)

【一般会計】

①生活保護費返還金

過年度分 23,549,357円

(収納済 498,000円)

平成29年度分 8,600円

(収納済 28,657円)

合計 先数 24件 23,557,957円

(収納済 526,657円)

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金（元金）

過年度分 17,794,649円

(収納済 1,035,061円)

平成29年度分 730,096円

(収納済 105,641円)

合計 先数 35件 18,524,745円

(収納済 1,140,702円)

②母子福祉資金貸付金償還金（利息）

過年度分 231,387円

(収納済 23,913円)

平成29年度分 146円

(収納済 906円)

合計 先数 10件 228,723円

(収納済 27,629円)

③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）

過年度分 先数 4件 2,532,288円

(収納済 8,327円)

④寡婦福祉資金貸付金償還金（利息）

過年度分 先数 4件 109,973円

(収納済 0円)

平成29年度分 0円

(収納済 0円)

<p>2) 申請者から送付された現金で証紙を購入する証紙購入等代行事務について、次のとおり不備があった。</p> <p>①現金等を受領したときは、金額、現金等送付者の氏名を直ちに補助者等が確認し、証紙購入等代行事務処理簿の金額等確認欄に押印することとされているが、当該処理簿が作成されていなかった。</p> <p>②証紙購入に係る領収書が保存されていなかった。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果) 収入証紙条例施行規則の一部改正(平成27年12月22日付、出会第2221号)について、職員の認識や理解が不十分であったため、窓口での確認作業を複数人で行った後、担当者が独自の書式で証紙購入状況を記録し、当該様式を保管していた。 収入証紙購入時の領収書写し、相手からの封筒等も保管していた。 (今後の対応策等) 職員に通知内容を周知し、原則として証紙購入代行は行わないことを確認した。やむを得ない場合に購入代行する際は、所定の「証紙購入代行事務処理簿」に記録し、領収書の写し、手続に使用された封筒等を残すとともに、事務次長の確認を随時受けることとする。</p>
--	---

<p>監査対象所属 福祉保健部 中央児童相談所</p> <p>監査対象期間 平成28年9月～平成29年8月</p> <p>監査実施日 平成29年11月22日、平成30年1月26日</p> <p>監査の結果 謙じた措置</p> <p>(指導事項) 1件 (財産1) 1) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないのがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は使用料の多寡等にかかわらず、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることの認識がなかったため、付け加えるべき条項を記載せず、交付してしまった。 (今後の対応策等) 直ちに、使用料の改定の条項を追加した変更使用許可を行い、適正に処理した。 今後は、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定条項が必要である旨の認識を確かなものとし、後任者への引継ぎも確実にを行い、再発防止に努める。</p>
--	---

<p>監査対象所属 福祉保健部 都留児童相談所</p> <p>監査対象期間 平成28年9月～平成29年8月</p> <p>監査実施日 平成29年11月14日、平成30年1月24日</p> <p>監査の結果 謙じた措置</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 平成19年9月、10月に支出した一時保護委託費について、一般の児童養護施設へは被虐待児加算が付けられるが、制度的に里親</p>
--	---

<p>過年度分 先数 1件 84,280円</p> <p>監査対象所属 福祉保健部 甲陽学園</p> <p>監査対象期間 平成28年9月～平成29年8月</p> <p>監査実施日 平成29年11月21日、平成30年1月19日</p> <p>監査の結果 謙じた措置</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 先数 3件 314,793円</p>	<p>へは付けられないということを当時の担当者が十分理解していなかったため本事業が発生した。 平成22年度に過払い事業が判明したが、所在不明ということもあり、債務者と連絡がとれなかった。平成24年度に再度確認したところ、債務者と連絡がとれ、その時点より返還督促を実施しているが、当時受領した委託費は、すべて受託児童のために支出したため残っていないので返す義務はないとの理由で返還はされていない。 (今後の対応策等) 今後も、債務者の理解を得られるよう継続的に返還督促を実施することとし、収入未済の解消に努める。また、平成29年度末に時効が成立したため不納欠損の手続きを進める。</p>
--	--

<p>監査対象所属 福祉保健部 甲陽学園</p> <p>監査対象期間 平成28年9月～平成29年8月</p> <p>監査実施日 平成29年11月21日、平成30年1月19日</p> <p>監査の結果 謙じた措置</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 先数 3件 314,793円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 児童福祉施設費負担金については、山梨県債権管理回収処理マニュアルに基づき、文書、電話、訪問により回収に努めており、債権者の生活状況によっては分割納付を指導することともに、実施している。 また、納期限を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を発行し、適正な債権管理を図る。 ※平成29年度収入未済額 (平成30年3月15日現在) 過年度分 先数 3件 285,793円</p>
--	--

<p>監査対象所属 福祉保健部 あけぼの医療福祉センター</p> <p>監査対象期間 平成28年9月～平成29年8月</p> <p>監査実施日 平成29年11月14日、平成30年1月16日</p> <p>監査の結果 謙じた措置</p> <p>(指導事項) 5件 (収入1、給与3、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①児童福祉施設費負担金 過年度分 2,277,636円 平成29年度分 121,448円 合計 先数 5件 2,399,084円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 文書、電話、家庭訪問、保護者来所時の面談による督促や分割納付誓約書の徴収により回収を進める。新たな収入未済が生じた場合は、未収金が多額にならないよう関係セクションと連携し早期回収に努める。未収金が多</p>
--	---

②あけぼの医療福祉センター使用料
 過年度分 3,162,427円
 平成29年度分 93,042円
 合計 先数 6件 3,255,469円

額で回収が困難な長期債務者については、市町村等の関係機関と連携して回収に向けた交渉を継続していく。
 監査日から平成30年3月15日までの収納状況は次のとおり。

①児童福祉施設費負担金
 過年度分 2,277,636円 (収納済み0円)
 平成29年度分 121,448円 (収納済み0円)
 合計 先数 5件 2,399,084円
 (収納済み0円)

②あけぼの医療福祉センター使用料
 過年度分 3,138,027円(収納済み24,400円)
 平成29年度分 79,582円
 (収納済み13,460円)
 合計 先数 6件 3,217,609円
 (収納済み37,860円)

2) 現金支給に係る職員の給与(2か月分)が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。

2) (発生原因の検証結果)
 担当した職員に対し、特例的な給与口座データの処理手続の引継ぎがなされていたため、現金支給に係る給与が資金前渡口座に滞留し、現金支給が遅延した。
 (今後の対応策等)
 引継書を担当職員で共有し、事前に処理方法の確認を行うとともに、事務処理の進捗状況を常にチェックすることにより対処する。

3) 児童手当について、2月から4月分を5月8日に支給すべきところ、7月に支給されており遅延していた。また、受給者台帳の消滅事由及び消滅年月日の記入がされていなかった。

3) (発生原因の検証結果)
 児童手当の支給時期について、担当者の認識不足があった。
 (今後の対応策等)
 今後は、確認、事務手続に遺漏がないよう、手続きについて、再確認し、規定に基づき適正に処理していくことを徹底する。

4) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。

4) (発生原因の検証結果)
 対象職員への支給額改定は、扶養親族簿等の紙処理がなくても人給システムへの入力によって反映されるため、担当職員が事務手続を正しく認識していなかったことが原因である。
 (今後の対応策等)
 全職員の扶養親族届と扶養親族簿を再確認した。今後、新たに認定する場合にも、扶養親族簿による認定・確認を徹底する。

5) 単価契約である腸内細菌検査(検便)に係る契約書において、単価契約の記載が単価契約のものとなっていないかった。

5) (発生原因の検証結果)
 腸内細菌検査に係る委託契約書については、契約書を単価契約の標準様式ではなく通常の委託契約の標準様式を参考にして作成したため、単価契約の標準様式を参考にして作成することを失念してしまい、誤りが発生した。
 (今後の対応策等)

直ちに単価契約の記載を正した変更契約を締結した。今後は、契約締結に当たっては、複数の職員による契約書の内容確認の徹底等、再発防止を行うこととする。

監査対象所属 福祉保健部 青精福祉センター

監査対象期間 平成28年10月～平成29年8月
 監査実施日 平成29年11月30日、平成30年1月30日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ①児童福祉施設費負担金
 過年度分 1,915,852円
 平成29年度分 214,509円
 合計 先数 13件 2,130,361円
 ②青精福祉センター使用料
 過年度分 349,700円
 平成29年度分 4,600円
 合計 先数 2件 354,300円
 ③単約金及び延納利息
 過年度分 先数 1件 1,815,336円
 ④雑入
 平成29年度分 先数 1件 15,942円

1) (今後の対応策等)
 平成30年3月26日現在の収入未済の状況は次のとおり。
 ①児童福祉施設費負担金
 過年度分 1,911,652円
 平成29年度分 205,509円
 合計 先数 13件 2,117,161円
 ②青精福祉センター使用料
 過年度分 349,700円
 ③単約金及び延納利息
 過年度分 先数 0件 0円
 ④雑入
 平成29年度分 先数 0件 0円
 督促状送付はもとより、家庭状況に配慮しながら、個別の電話連絡、自宅訪問、米所の際の面談、催告文書の送付などの取組を今後とも続けていく。

監査対象所属	福祉保健部 動物愛護センター
監査対象期間	平成28年11月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月16日、平成30年1月23日
監査の結果	
(指導事項) 2件 (収入1、給与1)	講じた措置

1) 電柱敷に係る行政財産使用料の測定において、平成29年度の許可指令書は、現況の地目に基づく正規の使用料を算定し調定・収納していたが、平成28年度の使用料は誤った地目に基づいて過大に徴収されており、監査日現在、使用許可先への返納処理等が行われていなかった。

2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行

1) (発生原因の検証結果)
 河川敷土地であったため細分化された複数地目が混在しており、河川改修工事により登記地目の再確認を行ったところ、変更がされていたことを確認した。
 (今後の対応策等)
 正しい金額による「不当利得返還請求書」の提出を受け、平成30年1月31日付けで返還を行った。また、今後は、新規の電柱敷設時には登記簿により確認を行い、国土調査があった場合は関係機関と情報交換を行い適正な事務処理を行う。
 2) (発生原因の検証結果)
 扶養認定数の増減がなく、給与改定による

われていないものがあった。
 帳票の打ち出しを出力していなかった。
 (今後の対応策等)
 給与改定にかかると手当額の認定について、
 3月末に他の財務帳票と併せ出力することに
 統一した。

監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	平成28年7月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日

監査の結果
 講じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があ
 った。
 授業料
 平成29年度分 先教 2件 390,000円

1) (今後の対応策等)
 前期分授業料の未納分については、監査日
 以降、引き続き電話や文書による督促を行っ
 た結果、平成30年1月18日付けで1件1
 95,000円が収納済みとなり、残りの1
 件195,000円についても平成30年3
 月30日に納入された。
 今後も、財務規則等に基づく事務処理が適
 切に行われるよう留意していく。

監査対象所属	産業労働部 山梨県産業技術センター (山梨県工業技術センター、山梨県富士工業技術センター)
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月18日～19日、11月22日

監査の結果
 講じた措置

(指導事項) 1件 (給与1)
 1) 児童手当について、職権に基づき支給額
 の改定処理を行っていたが、児童手当事務
 取扱要領第5条に定める額改定通知書の作
 成及び受給者への交付を行っていないもの
 があった。
 また、支給事由が消滅した場合等に該当
 しないにもかかわらず、支払期月でない月
 (平成29年4月)に児童手当の一部が支
 払われていた。

1) (発生原因の検証結果)
 額改定通知の作成及び受給者への交付が行
 われなかった件については、要領の理解不足
 が原因である。
 また、4月に一部が支払われた件について
 は、人事課通知の該当部分を見落としていた
 ため生じたものである。
 (今後の対応策等)
 速やかに額改定通知書を作成し受給者への
 交付を行った。今後、新たに支給額改定処理
 をする場合にも、通知漏れがないよう努める
 とともに、担当者に対する引継ぎ等を確実に
 行う。
 また、今後は人事課通知を各職員がきちんと
 確認するとともに、チェック体制を見直す。

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成28年7月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月31日、12月19日

監査の結果
 講じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があ
 った。
 授業料
 過年度分 先教 1件 735,000円

1) (今後の対応策等)
 文書や臨戸による催告を繰り返しているが
 納付されなかった。
 今後も文書等による催告や定期的な訪問を
 行い、継続して未収金の回収に努める。

監査対象所属	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成28年8月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日

監査の結果
 講じた措置

(指導事項) 2件 (給与1、財産1)
 1) 通勤届について、通勤距離が「一般に利
 用しうる最短の経路の長さ」でないものを
 誤って認定し、通勤手当が過払いとなっ
 ているものがあった。

1) (発生原因の検証結果)
 5月に1件臨時職員の通勤届申請があり、
 サイト検索された地図が添付されていたま
 め、最短距離の経路であると思いつてしま
 った。最短距離の経路であることを確認しな
 ければならないが怠ったため、通勤距離が「一
 般に利用しうる最短の経路の長さ」でないも
 のを認定し、その結果通勤手当が過払いとな
 った。
 (今後の対応策等)
 直ちに、1月分の給与から通勤手当の過払
 いになっている金額を差し引き、過払い分を
 徴収した。
 今後は、複数の検索サイトを活用し、最短
 距離の通勤ルートを確認するとともに、通勤
 ルートが「一般に利用しうる最短の経路の長
 さ」であることを確認する。通勤手当を支給
 する認定のチェック表に「通勤経路は最短経
 路の距離となっているか」の項目を追加し、
 認定は複数でチェックを行う。
 また、職員に通勤届の申請は実際に使う経
 路を記入するが、認定距離は「一般に利用し
 うる最短の経路の長さ」を認定するので必ず
 とも申請時の距離と認定距離は一致しないこ
 とを所内会議等で周知し、通勤届の認定事務
 を適切に行う。

2) 行政財産の使用許可において、許可期間
 が1年を超える場合は、許可指令書に使用
 料改定の規定を付け加えることとされてい
 るが、規定されていないことがあった。

2) (発生原因の検証結果)
 「行政財産使用料等の算定について」(通
 達)の理解が不十分であったため、使用料改定
 条項を追加した許可指令書を作成せずに、様
 式のままの許可指令書を送付してしまった。

	(今後の対応策等) 今回指導を受けた許可指令書に関しては、使用料改定条項を追加する旨の変更許可指令書を作成し、使用許可者あて送付した。 今後、行政財産目的外使用許可ファイルに、使用料改定条項を追加した許可指令書を作成保管するとともに、財産管理課通知を事務引継ぎ書に添付し、再発防止に努める。
--	---

監査対象所属	農政部 畜産酪農技術センター
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月13日、11月14日

監査の結果	課じた措置
-------	-------

(指導事項) 4件 (収入1、給与1、物品1、財産1) 1) 歳入について、次とおり収入未済があった。 家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う連約金 平成29年度分 先数 1件 250,722円	1) (発生原因の検証結果) 当該契約業者が平成29年5月31日に事業停止となり、債務履行不能となったことが原因であるが、当該契約業者は既に支払能力を有しておらず、収入未済となっているものである。 (今後の対応策等) 平成29年6月7日に契約解除通知を発行するとともに、6月14日に連約金の納入通知書を送付するなど、適正な措置を講じているが、依然として収入未済となっているので、今後も連約金納付について粘り強く催告を続けることで、全額納付されるように努めていく。 2) (発生原因の検証結果) 社会保険の制度について理解不足があり手続が遅延したこと、納付すべき金額に不足が生じたことから、やむを得ず県予算から支出したが、その後の財務処理方法を誤ったことで雑部金に余剰金が生じたもの。 (今後の対応策等) 直ちに適正な事務処理を行い、現在の雑部金は正しい金額となっている。 今後は、財務事務に係る規則等を熟知するとともに、出納局管理課作成のマニュアル等を活用するなどし、事務処理ミスの低減に努めていく。 3) (発生原因の検証結果) 担当職員が業務多忙の中、物品出納通知書を作成し終えたことで、回付・決裁が済んでいると認識してしまつたこと、また、その後の決裁状況の確認を怠つたことが原因である。
2) 非常勤嘱託職員に係る社会保険の手続が遅れたことにより、社会保険料が本来負担すべき額より多く請求されたため、やむを得ず歳出予算から支出したが、その後の処理を失念したため、雑部金に余剰金が生じていた。	
3) 払出しに伴う物品出納通知書について、回付及び決裁が行われていないものがあつた。	

4) 特別高圧電力送電線の鉄塔敷設及び線下敷に係る行政財産使用料の算定において、次のとおり誤りがあり、使用料の調定額が過少となつていた。 ①鉄塔敷について、使用面積に1㎡未満の端数があるときは切り上げて1㎡とすべきところ、端数のまま算出していた。 ②線下敷について、当該土地1㎡当たりの価格(1円未満切り捨て)を算出後に阻害率を乗じるべきところ、公有財産台帳の土地価格に阻害率を乗じてから1㎡当たりの価格を算出していた。	(今後の対応策等) 直ちに当該書類の決済を行うとともに、センターの全職員に対し、改めて事務手続の確認徹底について怠りないよう指示した。 また、業務遂行の管理を担当者個人に任せただけでなく、担当全員で情報共有することで事務処理ミスの未然防止に努め、今後は、同様な事案の発生することがないように努める。 4) (発生原因の検証結果) 当該行政財産は、平成26年4月1日付けで許可したものであるが、その際の算定方法に誤りがあり、その算定方法に基づき毎年度調定を行つていたため調定額が過少となつていったもの。 (今後の対応策等) 指導のあつた行政財産使用料については、新たな指令書を送付するとともに差額分の調定を行い、既に収納済みとなっている。 今後は、使用許可を行う際に関係規則等の確認を慎重に行うとともに、複数の者が確認することで適正な事務処理に努める。
--	--

監査対象所属	農政部 水産技術センター
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月11日、11月9日

監査の結果	課じた措置
-------	-------

(指導事項) 3件 (給与2、財産1) 1) 通勤手当について、高速道路利用料金に誤りがあり、過大に支給していた。	1) (発生原因の検証結果) 経路、距離、通勤時間等支給基準に合致しているかどうかの確認に主眼が偏つてしまひ、高速道路利用料金の誤申請に気がつかなかつた。 (今後の対応策等) 今後、複数職員によるチェックを行い、同様の誤り事項については、監査後直ちに修正し、平成29年11月に戻入する処理をした。 2) (発生原因の検証結果) 給与改定の際に支給額を改定し、内容について給与明細書・給与基本台帳により確認を行ったが、扶養親族簿の出力を失念した。 (今後の対応策等) 今後、支給額の確認の際には、上記による確認と併せて扶養親族簿の出力を確認し、同様の誤りが無いようにする。扶養親族簿については、監査からの指導後、直ちに出力し、整備した。
2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。	

<p>3) 取得用地上未登記のものがあつた。 過年度分 2筆</p>	<p>3) (発生原因の検証結果) 未登記2筆は買収当時(昭和47年前後)相続済みで未登記になっていたものであり、以後も多くの相続人が死亡しており権利関係が錯綜している。 (今後の対応策等) 買収から40年余りが経過して状況の把握が非常に困難であるが、未登記の解消に向け権利関係者の調査等を継続して実施する。</p>
--	--

<p>監査対象所属 農政部 果樹試験場</p>	<p>平成28年9月～平成29年7月</p>
<p>監査対象期間 監査実施日</p>	<p>平成29年10月13日、11月20日</p>
<p>(指導事項) 1件(収入1)</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ①引継書の記述が不十分で処理日程等は別途確認することが必要であったが、過去の処理事例を確認していなかった。 ②出荷は年度当初の概ね1か月間に限られ、反復継続的な収入が発生せず、収入手続の未着手に気づかないまま経過してしまつた。 原因として、出荷額に関する、事業担当部署と総務課との情報共有の不足や、出荷先への入金時期の未確認がある。 ③出荷代金入金用の預金通帳を記載して、はじめに入金の実況に気づいたが、収入調定の手続に必要な、出荷先からの精算通知書が手元に確認できなかった。 その後、「精算通知書」の名称を伝えずに、異なる資料の提供を受けて調定起案を回議する誤りもあり、正式な証憑を入手して処理するまでにも不要な時間を要した。 (今後の対応策等) ①引継書を見ただけでスケジュールが確認できるよう、出荷や入金時期など、収入調定の事務処理に必要な情報を追加した。 なお、本年度は該当する出荷が無く、明年度も出荷の予定がないので、明後年度に向けて遺漏の無いように引継ぎを行う。 ②出荷に関する事業担当部署と総務課の情報共有を徹底するとともに、出荷先総務担当者に精算通知書の発出や入金時期を確認する。 ③出荷代金入金用の預金通帳は、出荷時期にあつては月に1度、出荷が無い時期にも四半期に一度記載し、未確認の入金が無いか</p>

<p>(指導事項) 1件(物品1) 1) 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。</p>	<p>確認する。 1) (発生原因の検証結果) ①新聞購読料前金払に係る検収調書は、年度末日に完納されたことを確認し作成するため、繁忙期の作業の中断の中で、一部の業者に係る調書の作成を失念してしまつた。 ②購入物品の精算払いにおける納品書は、必要条件的に会計審査部署のチェックが得られるが、当該調書は内部処理だけで完結するため、会計事務自己点検表による再度確認の機会はあるものの、他の職員の目には届きにくい性質を持っている。 (今後の対応策等) ①検収調書は、早速整えた。 ②検収調書の作成漏れを防ぐとともに、年度末年度初めの作業を軽減するため、前金払の支出命令書を作成する際に、記載可能な内容を網羅した検収調書を準備し、参考資料として添付する。 ③完納の確認や、署名捺印などによる調書の完成を失念しないように、上記②の準備の際に、スケジュールなどによる作業を登録する。 ④処理事務項目一覧表にも、上記②を記載し、失念しないよう職員間で情報を共有する。</p>
---	--

<p>監査対象所属 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>具土整備部 中部横断自動車道推進事務所 平成28年8月～平成29年6月 平成29年9月27日～29年、10月25日</p>
<p>(指導事項) 1件(財産1) 1) 取得用地上未登記のものがあつた。 過年度分 8筆</p>	<p>1) (今後の対応策等) 過年度分未登記8筆については相続人多数で、かつ地図訂正等が必要である土地だが、相続人全員の登記承諾を得られ、登記に必要な書類が揃つたことから、早期に未登記が解消するよう法務局にて手続を進めている。</p>

<p>監査対象所属 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>具土整備部 大門・塩川ダム管理事務所 平成28年8月～平成29年10月 平成30年1月9日</p>
<p>(指導事項) 1件(収入1) 1) 平成29年度の行政財産使用料について、調定が遅延していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 行政財産使用料の調定について、担当者の</p>

	引継ぎで年度当初に行う事務とされていなかった。 (今後の対応策等) 速やかに調定を行い平成29年度分の行政財産使用料の徴収を行った。 4月に行う事務を引継ぎに明示し、担当だけでなく課長等の引継ぎにも加え、事務所全体で業務について共有することとした。
--	---

監査対象所属	県土整備部 深城ダム管理事務所	
監査対象期間	平成28年11月～平成29年7月	
監査実施日	平成29年10月11日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 深城ダムエレベータ設備点検業務委託において、委託期間を平成28年4月1日から3年間の長期継続契約としたが、2年目の支出負担行為の限度額が契約額の年割額を下回る金額となっていた。また、支出負担行為の内容欄に「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約である旨表示することとされているが、記載されていなかった。</p>		
<p>1) (発生原因の検証結果) 支出負担行為の限度額については、システムへの入力を取り、また決裁過程においてもその取りに気付くことができなかった。また、支出負担行為の内容欄への必要事項の記載については、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」(通知)の確認が不十分であった。 (今後の対応策等) 直ちに支出負担行為の限度額を正しい金額に修正し、内容欄に必要事項を記載した。今後は、支出負担行為の起案時に長期継続契約の内容を十分に確認し、適正な事務処理を励行する。</p>		

監査対象所属	県南教育事務所	
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月	
監査実施日	平成29年12月20日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 平成29年度県南地域教育フォーラムの開催経費に係る支出負担行為において、会場借上料が計上されているが、財務規則第22条第2項に記載すべき内容として定めている会計、予算科目及び予算限度額が記載されていなかった。</p>		
<p>1) (発生原因の検証結果) 支出負担行為の作成時、算定金額には会場借上料を計上していたが、財務会計システムに予算科目を入力する際、「使用料及び賃借料」の科目を入力するのを失念してしまいました。通常、支払する際に予算科目が選択できないので、その時点で気づき訂正を行えるが、今回は予定していた支払の必要がなくなったため、支出負担行為の不備にそのまま気づかずにいました。 (今後の対応策等) 時間的にも余裕を持って業務にあたり、担</p>		

	<p>当者が十分に確認したうえでより正確な書類を作成するよう努める。 また、チェック者には既存の支出負担行為のチェックリストにある項目の全てについて確認できるように複数体制で書類の審査を行い、再発防止を図っていく。</p>
--	---

監査対象所属	総合教育センター	
監査対象期間	平成28年9月～平成29年8月	
監査実施日	平成29年11月2日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 研修会講師の送迎のためタクシーチケットを発行しているが、タクシー使用基準に定めるタクシーチケット発行簿が作成されていないかった。</p>		
<p>1) (発生原因の検証結果) 当所属では、研修会外部講師の最寄駅からの送迎目的でタクシーを使用しているが、「タクシー使用基準」(平成9年9月10日付け財第9-10号総務部長、出納局長通知)に定めるタクシーチケット発行簿の作成を担当者が失念しており、発行簿を作成せずにタクシーチケットの発行を行っていた。 (今後の対応策等) 監査後、使用基準に即り、速やかにタクシーチケット発行簿を作成した。 担当者は改めて関係通知等を精査し、今後の事務を適正に行うよう努める。</p>		

監査対象所属	図書館	
監査対象期間	平成28年8月～平成29年8月	
監査実施日	平成29年11月16日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (給与1、物品1)</p> <p>1) 平成29年6月26日から7月1日の間に、東京都区内で行われた研修受講の旅行において、同一地域内の移動に要した鉄道賃が、旅行雑費の範囲内であるにもかかわらず旅費として過大に支給されていた。</p>		
<p>1) (発生原因の検証結果) 東京都区内の移動に要した鉄道賃が旅行雑費の範囲内であることを認識していなかった。 (今後の対応策等) 過払い分の旅費は平成29年12月に本人から返還された。 今後は旅行命令に当たって留意すべき事項等を参考に旅費制度及びその取扱いについて職員に再度周知するとともに、旅行命令、旅費計算書等のチェック体制の強化を図り、再発防止に努めたい。</p>		
<p>2) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。 ①不明資料 71点 ②不明資料 不明資料の発生原因としては、主として次の2点が考えられる。</p>		

平成26年度	36点	・正規の手続きを経ないまま館外へ持ち出され戻されない。 ・蔵書点検や書庫作業等の際に所定の場所になく所在が確認されない。 ②未返却資料 未返却資料は正規の手続きを経て貸し出されたが返却されない資料のことで、1日でも返却期限を過ぎれば未返却資料である。平成29年度予備監査日の未返却資料は3,473点だが、返却期限から3ヶ月以上経過した7月31日以前からの未返却資料は98点であり、未返却資料の大半は期間を置かず返却されている。 ※平成25年度から平成28年度の()内は、平成28年10月21日時点の未返却資料。 平成29年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が7月31日以前のもので平成29年11月16日時点で3回目の月末督促の対象になったもの。
平成27年度	51点	
平成28年度	68点	
平成29年度	57点	
合計	283点	
②未返却資料	54点 (56点)	・正規の手続きを経ないまま館外へ持ち出され戻されない。 ・蔵書点検や書庫作業等の際に所定の場所になく所在が確認されない。 ②未返却資料 未返却資料は正規の手続きを経て貸し出されたが返却されない資料のことで、1日でも返却期限を過ぎれば未返却資料である。平成29年度予備監査日の未返却資料は3,473点だが、返却期限から3ヶ月以上経過した7月31日以前からの未返却資料は98点であり、未返却資料の大半は期間を置かず返却されている。 ※平成25年度から平成28年度の()内は、平成28年10月21日時点の未返却資料。 平成29年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が7月31日以前のもので平成29年11月16日時点で3回目の月末督促の対象になったもの。
平成25年度	55点 (78点)	
平成26年度	79点 (149点)	
平成27年度	116点 (4,013点)	
平成29年度	3,473点 (98点)	
合計	3,777点	

・正規の手続きを経ないまま館外へ持ち出され戻されない。
 ・蔵書点検や書庫作業等の際に所定の場所になく所在が確認されない。
 ②未返却資料
 未返却資料は正規の手続きを経て貸し出されたが返却されない資料のことで、1日でも返却期限を過ぎれば未返却資料である。平成29年度予備監査日の未返却資料は3,473点だが、返却期限から3ヶ月以上経過した7月31日以前からの未返却資料は98点であり、未返却資料の大半は期間を置かず返却されている。
 ※平成25年度から平成28年度の()内は、平成28年10月21日時点の未返却資料。
 平成29年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が7月31日以前のもので平成29年11月16日時点で3回目の月末督促の対象になったもの。

監査対象所属	博物館	監査対象所属	考古博物館 (埋蔵文化財センター)
監査対象期間	平成28年9月～平成29年8月	監査対象期間	平成28年9月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月15日、平成30年1月18日	監査実施日	平成29年11月29日、平成30年1月23日
監査の結果	講じた措置	監査の結果	講じた措置
(指摘事項) 1件 (財産1) 1) 自動販売機の行政財産貸付事務において、仕様書で定められている売上状況の報告を借受人から受けていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 固有財産賃貸借契約の締結後、四半期毎に売上状況の報告を受けることを失念していた。 (今後の対応策等) 直ちに借受人から過去の売上状況に係る報告を徴した。 今後は、定期的な報告を受けることについて、借受人に対し改めて周知徹底を図るとともに、事務引継書に記載するなどして現在の担当者だけでなく後任者にも確実に引き継ぐこととし、再発防止に努める。	(指摘事項) 1件 (収入1) 1) 考古博物館の観覧料の収納事務において、つり銭として留め置いた収入金のうち、平成29年4月4日分の観覧料収入金が測定されていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 測定同いの作成を失念したことによるもの。 (今後の対応策等) 上記未測定案件は測定済、収入執行状況表(財務会計システム帳票)と手元で管理している現金出納簿等を定期的(月1回程度)に突合することにより、未測定を防止する。
監査対象所属	文学館	監査対象所属	文学館
監査対象期間	平成28年8月～平成29年8月	監査対象期間	平成28年8月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月9日、平成30年1月23日	監査実施日	平成29年11月9日、平成30年1月23日
監査の結果	講じた措置	監査の結果	講じた措置
(指摘事項) 1件 (支出1) 1) 「山本周五郎展」資料運搬及び会場構成業務の委託において、支出負担行為同いの決裁日前に委託契約を締結していた。	1) (発生原因の検証結果) 支出負担行為同いの決裁日の確認を怠り、委託契約を締結した。 (今後の対応策等) 持ち回りを行うなど事務処理を迅速に行うと共に、決裁日を確認し、決裁日以降の日付けで契約を交わすことを、職員に対し周知徹底した。 今後とも適正な事務処理の徹底を図っていくこととする。	(指摘事項) 1件 (支出1) 1) 「山本周五郎展」資料運搬及び会場構成業務の委託において、支出負担行為同いの決裁日前に委託契約を締結していた。	1) (発生原因の検証結果) 支出負担行為同いの決裁日の確認を怠り、委託契約を締結した。 (今後の対応策等) 持ち回りを行うなど事務処理を迅速に行うと共に、決裁日を確認し、決裁日以降の日付けで契約を交わすことを、職員に対し周知徹底した。 今後とも適正な事務処理の徹底を図っていくこととする。

監査対象所属	北杜高等学校
監査対象期間	平成28年8月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 3件(物品2、重点事項1)
1) 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。

1) (発生原因の検証結果)
職員の認識不足による。
(今後の対応策等)
検収調書の作成を行った。
今後は規則・要綱・要領の再確認等を含め事務処理ミス防止対策研修を定期的に実施し、疑問点等については県民センター会計スタッフ、出納局への問合せを行い再発防止に努める。

2) 郵便切手類受払簿に、次のとおり不備があった。
①払金の一部が誤って記載されていたため、次月繰越がマイナス表示となっているものがあった。
②受高の前月繰越の枚数と金額が誤って記載されているものがあった。
③備考欄に切手の購入先が記載されていなかった。

2) (発生原因の検証結果)
①②入力ミスによる。③職員の認識不足による。
(今後の対応策等)
修正を行った。
今後は規則・要綱・要領の再確認等を含め事務処理ミス防止対策研修を定期的に実施し、疑問点等については県民センター会計スタッフ、出納局への問合せを行い再発防止に努める。

3) 備品の管理において、既に棄却されているながら、財務規則第159条に定める物品返納書の作成など、棄却に係る事務処理が行われていないものがあった。

3) (発生原因の検証結果)
職員の認識不足による。
(今後の対応策等)
今後は規則・要綱・要領の再確認等を含め事務処理ミス防止対策研修を定期的に実施し、疑問点等については県民センター会計スタッフ、出納局への問合せを行い再発防止に努める。

監査対象所属	韮崎工業高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月23日、11月29日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件(収入1、給与1)
1) 直接収納した授業料について、財務規則第45条に定める払込期限を遅延して払い込まれているものがあった。

1) (発生原因の検証結果)
財務規則を十分に熟知していなかったこと、また、年度当初から多くの業務が重なっていたこと等により払い込みが遅延してしまっていた。
(今後の対応策等)
財務規則の再確認に努めるとともに、直接収納した際には、速やかな収納について上司が声掛けをする等して注意喚起することとし

2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。

2) (発生原因の検証結果)
異動してきた教職員の扶養親族簿に係る認定確認が行われていないことを見落としとしており、その後の手当支給事務の際にも気づかないままとなっていた。
(今後の対応策等)
速やかに認定確認を行うとともに、異動してきた教職員に係る諸帳簿の内容確認を徹底することとした。

監査対象所属	甲府西高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件(物品1、財産1)
1) 購入後一月を超えて保有していた収入証紙について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に登録されていなかった。

1) (発生原因の検証結果)
購入後、1月を超えたことを把握しなかったため、郵便切手類受払簿に登録し忘れていた。
なお、収入証紙を購入後、1月を経過した場合、郵便切手受払簿に登録することは、理解していた。
(今後の対応策等)
収入証紙を使用する日が確定している場合は、長期保有を避けるため、使用する日から1月以内に購入するように努める。万が一、購入から使用まで1月以上かかる場合は、郵便切手受払簿への登録を徹底し再発防止に努める。

2) コピー機及び公衆電話設置に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。

2) (発生原因の検証結果)
公有財産台帳が関係書類に綴られていたの
で、改訂後の台帳だと思い込んで事務処理を行ってしまった。
なお、公有財産台帳の改定の年であることは、引継ぎでも話があり理解はしていた。
(今後の対応策等)
平成28年12月20日調定減額伺い、平成30年1月4日行政財産の使用許可の変更、れい出命令書の起案を行い、平成30年1月17日に行政財産借受者に600円返還した。
今後は、公有財産台帳の作成日の確認及び担当内でのチェック機能の強化を図ることに